

近世近代移行期における播州三木町の通貨構造

Currency Structure of Japan: A Case of Miki Town, 1750s-1870s

加藤 慶一郎*

Keiichiro Kato

多元性・重層性・地域性が特徴とされる日本近世の通貨構造を播磨国三木町を対象に追究した。その結果、銭相場・金相場が大坂相場へ連動し、統合化の側面があった。しかし、18世紀半ば以降、地域的通貨単位(銭匁)の登場、他藩札等の領内通用の常態化が見られた。しかも、幕末維新期には、建値通貨の多様化が進行するなど、近代移行期の三木町の通貨構造は、いまだ散発的な振手形(小切手)決済では解消されなかったと考えられる。

キーワード：藩札、銭匁、播磨国、江戸時代、振手形

I. はじめに

周知のように、江戸時代においては多様な通貨が流通していた。幕府が統括するいわゆる三貨のほか、藩札や、商人や町村が発行する私札などである。こうした現象はほぼ全国的なものと言えるが、なかでも播磨国は全国でも最大の藩札・私札流通地域であった¹⁾。

そこで本論文では、播磨国美囊郡三木町に焦点を合わせ、価値尺度としての建値通貨、交換手段としての決済通貨、価値保蔵手段としての資産通貨について検討することにしたい。

近年の貨幣史研究においては、これまでの制度的な研究を踏まえつつ、さらに貨幣の流通実態に踏み込んだ研究がなされつつある²⁾。同時に、問題をさらに突き詰めた形で、商取引の決済の場に注目することの必要性が指摘されている³⁾。したがって、ここでもできるだけ決済の場に注意を払いながら、三木町という一地域において見られる通貨構造について明らかにしたい。なお、播磨国の通貨については岩橋勝氏の研究があり、高額貨幣である秤量銀貨などが流通貨幣としての機能を失う中で、小額貨幣である銭が台頭してきたことなどが明らかにされている⁴⁾。

本論に先立ち、以下では三木町の概要について簡単に触れておくことにしたい⁵⁾。

同町は播磨国美囊郡に所在し、加古川支流美囊川流域に属していた。三木合戦における落城から秀吉による再建を経て、一国一城令による三木城破却の後、内陸交通の要所だったこともあり、町場として発展した。その支配関係は、寛延3(1746)～天保7(1836)年においては、越智松平

氏（上野国館林藩領）の飛び地領で、陣屋がおかれた。天保13年に越前松平氏（播磨国明石藩）の所領となり、明治4年の廃藩を迎える。

人口は近世後期において4千人弱であった。三木町は10ヶ町より構成されていた（上5ヶ町—大塚町・芝町・平山町・東条町・滑原町、下5ヶ町—新町・赤石町・上町・中町・下町）。他に加佐町などの地方町があった。地域の産業としては、大工・野鍛冶・金物生産が中心で、中でも金物は寛政期より江戸市場に進出し、化政期に最盛期を迎えている。

II. 通貨構造

本章は三節から構成される。第1節では、三木町およびその周辺地域における通貨事情を巨視的に検討する。具体的には、銭相場の推移、藩札の流通状況、銭匁遣い（後述）などである。第2節では、通貨構造の微視的検討を行う。同町の金物問屋だった黒田清右衛門家を主たる素材に、三木町の決済通貨と建値通貨を明らかにする。第3節では、他藩札の発行・流通過程の事例を取り上げる。発行主体は一応、丹波国山家藩札になるが、同藩は播磨国に知行を一切持たないため、その発行においては商人の介在が鍵となった。

1. 通貨事情

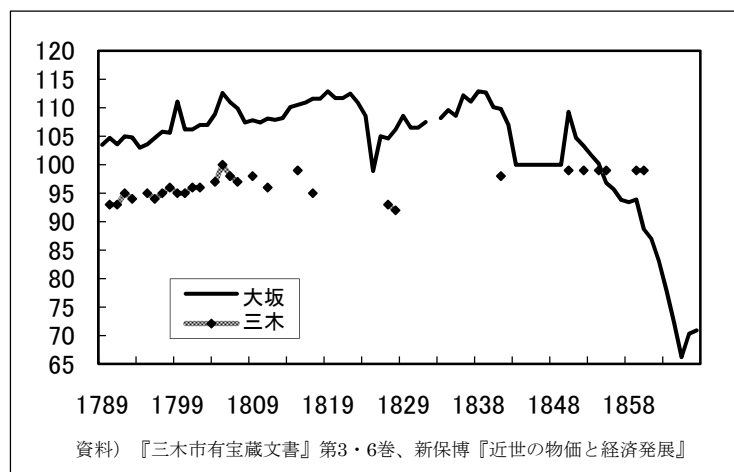


図1 大坂・三木町銭相場の推移（文/匁）

a. 銭貨

図1は寛政2(1790)~万延元(1860)年における大坂銭相場と三木町の銭相場を表示したものである。大坂銭相場は三井家編纂室編『大阪金銀米銭並為替日々相場表』に記された日々の金銭相場のうち、各年の最高値と最低値の中心相場から算出されている⁶⁾。他方、三木町銭相場は

「宗門改諸入用割帳」、「年々小割家別割帳」、「十ヶ町坪割之帳」に記載された錢相場をとっている。三木町錢相場はいずれも行政関連費用の地元負担額を決める際に用いられた相場である。これは、「匁」建てで集計した費用を人口や面積に応じて割り振る際に、単位の大きな匁建てでは煩雑なため、最後に錢建てに直すために用いられたのだろう。

なお、この三木町の「匁建て」については、それが正銀なのか銀札なのかは問題であり、特に藩札や私札の発行が活発化する 19 世紀になるととりわけこの点の見極めが必要である。たとえば、文化 4 (1807) 年の「十ヶ坪割之帳」における以下の記述をみると⁷⁾、基本的には正銀建てであったと判断して良いだろう(下線部は引用者。以下略)。すなわち図 1 の錢相場は正銀 1 匁当りの錢量と考えられるのである。

〔史料 1〕

覚

一拾貳匁 御日待料 本 要 寺

是者三木十ヶ町五百拾四軒方御祈禱料

一拾匁 同寺 歳暮

一貳拾五匁 同 寺

是者御日待之節雑用

一貳拾四文 上町

次 兵 衛

是ハ当割半紙代

一三分 セに屋

藤 助

是ハ寅六月十八日、繩代割落

銀 〆 四拾七匁三分

通用九十七文

此錢丁四貫五百八拾八文

〆丁四貫六百拾貳文

三万八千三百拾五坪二割

百坪二付拾貳文〇壺四ニ当ル(後略)

改めて図 1 を見てみると、まず目に付くのが大坂との水準差である。寛政～文化期において、大坂錢相場が 103～113 文／銀匁で推移していたのに対し、三木錢相場は 92～100 文／銀匁だった。その間、一貫して三木町錢相場が錢高で推移していた。

もう 1 点は両相場の連動性についてである。すなわち寛政～文政期においては、概ね一定の格差を保ちながら推移していたと見られる。しかし、大坂錢相場は天保 14 (1843) 年～嘉永 2 (1849)

年においてのみ 100 文／銀匁の公定相場に固定されていたが、三木町相場においてはその後も固定相場が維持されている。その結果、大坂では銭高傾向が強まったため、安政 2（1855）年以降は 99 文／銀匁で推移する三木町の方がかえって銭安になった。

こうした三木銭相場については、天明 3（1783）年において、加古川河口の港町である高砂の相場を基準にすることと、三木町では高砂より銀 1 匁当り 1 文銭高に設定することが定められている⁸⁾。これは既に冷害によって米相場が上昇し始めていた時期であり、例えば大坂ではこの年の 2 月に米の買い占め禁止が発令されている⁹⁾。三木町ではさしあたり米取引において銭相場を高砂相場に準じて設定し、それを藩から公表することで小売価格の正当性への疑念を払拭しようとしていたのである。よって、先の図 1 に示された銭相場の連動性は高砂を介して実現されていた可能性が指摘できる。

b. 銭匁遣い

通常、「匁」は銀貨の通貨単位であるが、銭貨にもとづいた「匁」を「銭匁」と称する。この銭匁においては、1 匁を一定数の銭貨で構成する。この数量は地域によって異なる。この銭匁が重要なのは、こうした構成銭量の地域差を伴いつつも、銭貨が決済通貨として、さらに建値通貨として浸透していた点である。こうした現象は近世後期の西日本で多く見られる¹⁰⁾。

この銭匁遣いの三木町における存在を示す史料のうち、早い時期のものに以下の「覚」がある¹¹⁾。文意が十分明らかではないが、十河与治太夫が「組」の費用を立て替えたものの、銭で支払った分は、後日、正銀で払い直さねばならないということのようである。恐らく「おばまや 源七」と「十河与治太」は町役人だったのだろう。その銭の部分がここでは銭匁勘定となっており、1 匁が銭 90 枚からなる「90 文さし」の銭匁勘定だった。

〔史料 2〕

覚

一銭百目 九十文さし

外二拾匁五分添

右之通髓二預り置申候、尤御組内へ取かへ限之歩銀二候得ハ正銀ならでハ相済不申候間、乍御面倒明春早々御仕替可被下候、先々其まゝ二而預り置申候、以上

未大晦日

おばまや

源 七 印

十河与治太夫様

この文書の時期については、宛先となっている「十河与治太夫」の名を手掛かりにすると、およそ 18 世紀半ばであったことが分かる。

すなわち、公的負担を賦課するための「上下割之帳」において、その寛延 3（1750）年分に「惣

年寄「十河与治太夫」と記されており¹²⁾、さらに明和元(1764)年分にも同人の名を見出すことができる¹³⁾。しかし明和5年分では同姓ながらも「十河与七郎」に変わっており¹⁴⁾、天明3(1783)年に至っても同様である¹⁵⁾。よって、この史料の作成年代は、十河与治太夫が三木町の惣年寄を務めていた1750年代～1760年代前半にさかのぼることになる。なお、もしこの公的負担との関係を窺わせる引用史料の作成者「おばまや源七」が、三木町の「新町年寄 源七」であれば、この「90文さし」の時期はもっと絞り込むことができる。「新町年寄 源七」の名は先の「上下割之帳」の寛延3、宝暦6年分には見出せるが、宝暦9年分には無いからである。よって、与治太夫と源七が同時に町役人を務めていた時期を探ると、本史料の作成年代はさらに1750年代前半に絞り込まれることになる¹⁶⁾。

c. 藩札

次に三木町における藩札の流通について確認することにしよう。三木町を支配する上州館林藩が当地で銀札を発行するのは文政6(1823)年で、これについては後述することとし、ここではそれ以外について述べることにしよう。

下に掲げたのは寛延4(1751)年の明石藩関係の史料である¹⁷⁾。同藩の城下町は明石郡内に所在したが、三木町が所在する美嚢郡内にも1万両の所領があった。両者は三木町と加古川を結ぶ美嚢川とその支流で結ばれていたという意味で、三木町と交通路が重複していた。

〔史料3〕

一明石ニ銀札被仰付、四月十五日より始り、二十二日よりハ、銀錢取遣御停止被仰付候、御札ハ去年之冬之月付ニ而出申候、札ハ貳分三分五分壹匁五拾匁、右五通りニ而候銀百目札場へ上ケ候へバ札百壹匁被下候、又札百目上ケ候へバ銀九拾八匁被下候

右ニ付請役人 元メ 大屋吉郎右衛門
鴻池や七郎左衛門

三木両組ハ御願申上 塩や 治兵衛
候処、御聞届被遊 井筒や与一右衛門
銀錢札取交通用被 右ニ米五十表ツ、被下候

仰付候 札元御奉行
五十嵐 権平殿
佐藤 久兵衛殿

同御目付
小野口三郎太夫殿
宇野 藤右衛門殿

同御歩行目付

南部 九左衛門殿

中山宗三郎殿

✂

右之通り被仰付毎日中町之御札請ニ出勤

本文は明石藩が藩札の発行に際して領内にその専一通用を命じるとともに、両替の条件を提示したものである。ここで注目されるのは、欄外の書き込みである。「三木両組」とは三木（美嚢）郡内に所在する明石藩の小川組と淡河組のことであり、それぞれ34ヶ村と16ヶ村からなっていた。これらに対し、当初は藩札の専一通用を命じていたと考えられるが、明石藩領内で「飛び地」的な位置にあった両組においては「銀錢札取交通用」が認められたのであった。もちろんこれは城下から離れているための特別措置であろう。他方で、このことは明石城下と三木両組の間に所在する三木町が明石藩札の流通圏の一部になり得ることを意味するであろう。

次に安永3（1774）年の三木町に関する史料を見よう¹⁸⁾。

〔史料4〕

（端裏書）

「三木御町方」

正金銀錢ニ付、他所銀札等取扱義ハ兼而停止之旨触達置候所、近頃ハ不守之者も有之趣相聞不埒之事ニ付、取調其咎可申付事ニ候得共、此度ハ全以用捨不及其沙汰候之間、向後堅相守可申自然不守之者も有之趣相聞候ハ、無用捨取調厳敷咎可申付候間、末々迄心得違無之様致し可申事

一商売躰ニ寄他所商人共段々罷越売買いたし候者共、他所銀札一切取引不致候而ハ商売おのづから手狭ニ相成致難渋候者も可有之哉ニ付、右之分格別之以用捨少々宛取引いたし候義差免候間、其余義致取引候ハ、其段村町役人共へ相届可申、尤当所ニ而聊たり共外々人取引いたし候段ハ堅停止申付候間、村町役人共無懈怠取調在町一躰江弘り不申様厚世話いたし其筋々ニ而早々引替候様ニ取斗可申知、右之通全売躰ニ寄商売手狭ニ不相成ため、少々宛之取引致し候ハ差免事ニ候之間、村町役人共者猶又右之趣篤と相弁末々迄念を入申論心得違之者無之様精々取斗可申、自然多分之取引致候歟、其余触面儀背不都合之取扱致し候者も有之候ハ、当人者不及申品ニ寄村町役人共迄無用捨嚴重之咎可申付事、右之趣末々迄不洩様可触知候事

八月 郡代所

町
在十組
三木町

大庄屋
右 中
大年寄

右之通御触達御座候二付写し取御廻し仕候間、御承知之上不洩様御達可被成下候、以上

八月晦日

町用達所

大年寄様（後略）

「他所銀札」がさしあたり念頭に置かれているようであるが、この頃までに、播磨国では姫路藩（延宝3年）、明石藩（寛延3年）、赤穂藩（宝暦年間）、竜野藩（宝暦5年）が藩札を発行していた¹⁹⁾。

まず述べられているのは、近年、遵守されていない銀札取扱い禁止規定を今後は必ず守らねばならない、ということである。そして他所銀札を避けることができない業種においては、小額の使用は認め、それを越える分についても村町役人への届け出によってさらに許容する。しかし地域一帯に広く流通するのは認めがたく、村町役人はその防止に努めなければならない。もし違反者がいれば、連帯責任を負わせることとする、といったことが記されている。藩としては、領内における他所銀札の全面的な流通は避けたいが、それを禁止することは地域経済の実態からして非現実的で、もとよりその手段もなかったのである。

もう1点、当地の藩札流通に関する史料を掲げておこう²⁰⁾。これは天明4（1784）年の町内の両替商による報告である。

〔史料5〕

十一日

当所銀札通用之義御尋二付、左之通書付を以言上仕候写し

一於当所銀札通用之儀ハ、松平左兵衛督様明石銀札を以、前々より当町並近在々迄通用仕候義ニ御座候、右御尋二付、乍恐言上仕候、以上

天明四年辰閏正月 三木町

御秤屋 与七郎

三木御役所

先の史料では「他所銀札」が具体的にいずれの藩札なのか明らかではなかったが、ここでは明石銀札であると明言されている。明石藩札は寛延3年以降、文政6（1822）年、天保11（1840）年と発行が繰り返されている²¹⁾。そして天保13（1842）年には三木町が館林藩に代わって明石藩の所領となったため、さらに明石藩札の流通は盛行したと考えてよいだろう。しかも、同藩札は額面が1匁やそれ以下の小額面のものだけでなく、10匁、50匁、100匁の高額面の紙幣も発行していた点に特徴がある。これは明石藩札の用途が、支払時の端数処理や小口取引に限定されるものではなく、大口の商取引の決済貨幣として使用された可能性を示している。

d. 振手形

振手形とは今日の小切手に相当する一種の支払い手段である。したがって、正確には流通貨幣

とは言えないが、もしも普及していれば決済手段として重要なのでここで取り上げておく。通常は商人が支払う際に、両替商への預金を引き当てに振り出すことが多い。近世において大坂で盛んに使用されたことは良く知られている。しかし、近年では大坂やあるいは京都だけでなく、泉州貝塚や兵庫津などの大阪湾沿岸地域における使用実態が明らかにされつつある²²⁾。

三木町においても、断片的であるが、振手形の使用事例を見出すことができる。以下は嘉永 3 (1850) 年の「十ヶ町割銀取立帳」の一部で、これは各町からの集金の管理帳簿である²³⁾。

[史料 6]

(前略)

一壺貫五百三拾九匁五分八厘 下 町

内百五十九匁引

残而 一壺貫三百八拾九匁五分八厘

十六日

内金貳兩貳朱

代百三十八匁五分五厘

札百六十壺匁四分貳厘

メ貳百九拾九匁九分七厘 入

廿一日

金四兩

代貳百六十匁八分

札百五十匁

メ四百拾匁八分

合七百拾匁七分七厘

残而 六百六十九匁八分壺厘

右ハ野田屋へ振手形入此口相済

12月16日と21日に正金と銀札で一部を支払った後、その残額669匁8分1厘を「野田屋」へ振手形で納入して支払いを完了した²⁴⁾。こうした振手形の使用事例は、同種の帳簿と思われる「割銀取立帳」(嘉永5年)においても見出される。ここでも同じく下町の残額の支払いが「野田屋へふり」により決済されているほか(592匁)、明石町についても「角屋へふり」により286匁9分が支払われている。この「野田屋」と「角屋」の詳細は不明であるが、安政4(1857)年作成の「正金銀取扱諸商人名前調帳」に挙げられている80軒の商人を見ると、角屋弥兵衛(木綿屋、平山町)、角屋潤蔵(諸品入交商人、中町)、野田屋惣右衛門(諸品入交商人、上町)が確認できるので、彼らが両替商を兼ねていたのかもしれない²⁵⁾。

以上、本節では三木町の流通貨幣について概観した。銭に関しては、大坂相場と連動しつつも総じて銭高だったことと、幕末期には相場が固定化していたことなどを明らかにした。銭匁勘定

については1750年代に登場したと考えられること、藩札については領外の明石藩札が1750年代に浸透しつつあったことを述べた。振手形については幕末期に限定的に使用事例が確認されることを示した。次節ではこうした基本事項を念頭に置きつつ、実際の取引における流通貨幣について検討することにした。

2. 商家経営における流通貨幣

本節では、三木町を代表する金物問屋である黒田（作屋）清右衛門家を例にとり、流通貨幣の内実を確認することにしよう。ここでは主として手元現金と決済通貨の内容を見るが、前者は価値保蔵手段としての資産通貨と支払手段としての決済貨幣の双方が含まれる。

まず同家の経営動向を略述しておこう²⁶⁾。

創業は明和2（1765）年で、その際には養父の作屋清兵衛より与えられた銀1貫目を開業資金とした。その後、業容が拡大するなかで、三木町では寛政4（1792）年に5軒からなる金物仲買問屋仲間が結成されるが、作屋はそのうちの一人だった。

事業内容を見ると、創業期においては金物の小売りが中心だったが、寛政末には卸売り中心へ転換している。文化元（1804）年から江戸の打物問屋炭屋七左衛門と直接取引を行うようになり、三木町から江戸へ出荷する2軒の問屋のうちの一軒に定められた。文政末以降になると積極的に土地集積を行うようになり、天保前期までほぼ毎年10貫目以上を購入している。同家は金物商売と土地経営のほかに民間向けの金融活動を行っており、文政5（1822）年には最も多くの資産が投じられる程の伸びを見せた。こうした民間金融のほかに領主金融にも関わっており、三木町の二人の領主である松平右近将監家（1746～1842年、当初は上州館林藩、1835年から石州浜田藩）と松平兵部太輔家（1842～1871年、播州明石藩）に貸付を行った。前者に対しては、例えば文政9（1826）年にその藩札発行をつかさどる礼会所に49貫400匁を貸し付けるなどしており、こうした功績により文政10（1827）年には一代限りの名字帯刀を許されている。また後者に対しては、転封翌年の天保14（1853）年における金30両の「御街道筋入用」を皮切りに、嘉永7（1856）年までに約70貫目を貸し付けている。そのため安政6（1859）年には御用達に任命され、文久元（1861）年には苗字帯刀を許されている。

以上の概要を踏まえ、表1により作屋の棚卸帳に記された手元現金を見ることにしよう²⁷⁾。

表 1 作屋清右衛門家の現金有高の構成

年	月	金額 (匁)							構成比 (%)					
		金	銀	札	銭	銭札	合計	純資産	金	銀	札	銭	銭札	合計
寛政 5(1793)	3	915	165	180	830	0	2,090	29,755	44	8	9	40	0	100
享和 2(1802)	5	7,343	630	80	530	0	8,583	63,829	86	7	1	6	0	100
文化 1(1804)	5	1,496	2,590	100	480	0	4,666	71,222	32	56	2	10	0	100
文化 2(1805)	4	6,060	1,290	23	1,300	0	8,673	90,772	70	15	0	15	0	100
文化 4(1807)	5	17,540	1,821	63	2,600	0	22,024	97,171	80	8	0	12	0	100
文化 5(1808)	4	14,123	2,590	1,117	4,635	0	22,465	142,985	63	12	5	21	0	100
文化 7(1810)	2	24,598	4,087	2,433	1,077	0	32,194	160,492	76	13	8	3	0	100
文化 12(1815)	12	5,648	3,800	1,100	120	0	10,668	196,941	53	36	10	1	0	100
文化 13(1816)	12	12,852	864	524	760	0	15,000	324,406	86	6	4	5	0	100
文政 1(1818)	12	14,838	2,917	1,137	2,515	0	21,407	426,610	69	14	5	12	0	100
文政 2(1819)	12	15,867	3,477	1,251	210	0	20,805	447,985	76	17	6	1	0	100
文政 3(1820)	12	19,174	2,227	2,439	1,160	0	25,000	471,000	77	9	10	5	0	100
文政 5(1822)	12	45,990	730	3,720	2,500	370	53,310	552,100	86	1	7	5	1	100
文政 6(1823)	12	35,562	480	3,950	2,540	165	42,697	577,500	83	1	9	6	0	100
文政 8(1825)	5	39,535	2,700	2,500	3,570	12,500	60,805	656,035	65	4	4	6	21	100
文政 9(1826)	5	22,000	214	18,280	3,370	936	44,800	697,950	49	1	41	8	2	100
文政 13(1830)	6	47,085	800	4,000	1,950	0	53,835	748,260	88	2	7	4	0	100
天保 3(1832)	12	3,092	181	1,813	85	0	5,171	821,290	60	4	35	2	0	100
天保 8(1838)	2	17,690	170	2,900	100	0	20,860	871,400	85	1	14	1	0	100
嘉永 7(1854)	⑦	12,670	0	2,241	401	1,500	16,812	1,514,005	75	0	13	2	9	100
安政 5(1858)	7	174,596	0	1,003	1,200	3,369	180,168	1,583,971	97	0	1	1	2	100

資料) 長島福太郎編『三木金物問屋史料』思文閣、1978年、244～412頁

- 注) 1. 金額は匁未満を四捨五入した。また安政5年の銭有高は「十六貫貳百目」を「壹貫貳百目」に訂正した。
2. 嘉永7年の⑦は閏7月を表わしている。

なお、同家の棚卸帳は一貫して「匁建て」で記帳されているが、その際の建値通貨は札銀ではなく正銀であると考えられる。なぜなら、匁建てで集計するためには両建て金銀貨を換算しなければならないが、同家の実際の換算作業を追ってみると、その換算相場は一貫して大坂金相場(金1両に対する正銀の匁数)とほぼ一致していたからである²⁸⁾。しかしながら、このように会計上の基準貨幣が正銀であっても、正銀が地域の決済通貨だった訳ではないことは後に見る通りである。

江戸を販売市場とする作屋が「金」（計数金銀貨）・「銀」（秤量銀貨）を所持しているのは当然だが、それ以外に当初から「札」が計上されている²⁹⁾。後年において「銭札」の項目が新たに登場するため、この「札」は銀札と考えてよいだろう。しかし、三木町を支配する上州館林藩が当地で銀札を発行するのは文政6（1823）年である。よって、これは他藩の札と考えられるのであり、先に見たように恐らく明石藩札が中心だったのだろう。他に可能性があるとするれば、竜野藩あるいは赤穂藩が想定される³⁰⁾。

上述の通り、文政期になると「銭札」が新たに計上されるようになる³¹⁾。これは「〇〇文」という券面をもつ「銭札」である場合と、「銭〇〇匁」と一定量の銭を1匁として勘定する「銭匁勘定」に基づく「銭匁札」だった可能性がある。

前者については、佐用郡平福（現兵庫県佐用町）に陣屋をもつ旗本松平信濃守が、文政4（1821）年に初めて発行した（額面：500、100、48、24、12文）³²⁾。後者については、寛政7（1895）年の富岡村での発行以降、三日月藩（文化14年）と竜野藩（文化15年）による発行が散発的に行われているにすぎなかったが、文政期に入り増加傾向を見せている³³⁾。よって棚卸帳の「銭札」とは、基本的に銭匁札だったと考えてよいだろう。

表1に関して最後に右側の各貨幣の比率を検討しておこう。

一見して明らかなように「金」の比率の高さは揺るがない。他方で「銀」は文政前期までは一定の比率を示すが、その後は存在感を失い、嘉永7年にはゼロになってしまう。それにとって代わるのが「札」、すなわち銀札であり、文政9（1826）年のように40%を超えることもあった。こうした銀貨幣と銀札の関係は、さほど鮮明ではないが、銭と銭札の間にも若干見出すことができる。銭と銭札の間にもある程度の代替関係があったのだろう。

なお、以上の数字は毎年度末に確認した現金有高に過ぎず、貨幣の受入・支払の総量ではない。そこで、年度は限られるが、現金の受入・払出の数字も得られるので、参考史料として挙げておくことにしよう。

以下は、五代目黒田清右衛門信貞を作成者とする「嘉永七年棚卸帳扣」において、嘉永7（1854）年の詳細な棚卸記録に続けて、翌安政2年から同5年にかけて簡略に記帳された「辰年（安政3年）」の箇所である³⁴⁾。

〔史料7〕

去辰年金銀出入高

金入高四千百五拾壹両貳分貳朱（下線：引用者、以下略）

札入高五十三貫七十七匁壹分

札〇入高六貫六十七匁六分六厘

×五十九貫百四十三匁七分六厘

サヒ此金七百九十九両三朱ト三匁八分九厘

金ニ直し

四千九百五拾兩三分一朱入也

外ニ上ノ丸

式百八十六兩 是ハ出入之外

凡五千式百卅六兩三分一朱

是者入之方

出方又五千兩

凡下拙出入致候分

上下壹万余兩之出入

格別之相違等も無之相見へ申候、誠以過分之至り、鳥渡知し置申候

下線部が受け入れた現金の主要部分になる。すでに秤量銀貨類は全く計上されておらず、計数金銀貨（約4,151両）と銀札（約52貫）、銭札（約6貫）のみである。銀札と銭札は1両当り74匁で両建てに換算されており（引用史料では符牒で「サヒ」と記載）、それぞれ約717両と約82両に相当した。両建て金銀貨・銀札・銭札の構成比を求めると、83.8%・14.5%・1.7%となる。つまり取引の大半が両建て金銀貨で決済されていたことになる。他方で、作屋の販売市場は、東日本では江戸市場を中心とし、西日本では京都と大坂に加え、四国市場を含むと考えられる³⁶⁾。

そして東西日本の売上高は表

表2 作屋清右衛門家の地域別売上

2によるとほぼ拮抗していることが分かる。ということは、中四国地方を含む西日本の取引においても専ら計数貨幣をもって決済が行われていたことになろう。

年	東	西	合計
嘉永7	77,420 (50.4)	76,240 (49.6)	153,660 (100.0)
安政2	119,916 (57.8)	87,628 (42.2)	207,544.2 (100.0)

資料) 長島福太郎編『三木金物問屋史料』思文閣出版、1978年、404、407頁

上で判明した作屋における決済通貨の検討結果を補足するため、具体的な決済通貨について、個別の事例に基づき明らかにすることしよう。

まず三木町の十ヶ町からの納入金を構成する通貨をとりあげる。表3は嘉永4（1851）年7月に作成された「小寄銀集帳」を整理したものである。その記載形式は下記のとおりであった。

〔史料8〕

大塚町

一札百三拾五匁

一札銭拾五匁

〆百五拾目

（中略）

上 町

一金壹兩貳分貳朱

代百六匁六分

一〇四拾貳匁四分

一札壹匁

〆百五拾目

(後略)

通貨の種類は上にあるように、「札」、「札銭」、「金」、「〇」の4種類であった。それぞれ「銀札」、「銭(匁)札」、「正金」、「正銭」を指すと考えられる。上町朝の例では「金1両2分2朱」が「106匁6分」に換算されたから、相場は65.6匁/両だった。この年の大坂金相場は62.8匁/両であり³⁶⁾、基準貨幣は正銀ではなく、銀札もしくは銭匁札だったと考えられる。

表3の内訳を見ると、基本的には150匁を納入している(前年、滑原町は44匁7分の納入不足があった)。これは金額的には、日常的な小口の支払でもなく、また大口の支払とも言えない水準だろう。通貨別の納入額は、順に銀札、正金、銭、銭(匁)札と下がっていく。銀札は全ての町が使用しているのに対し、それ以外の通貨は使われない場合もあった。こうした点を考慮すると、標準的な決済通貨は銀札であるとした方が良いのかもしれない。

次に先の寄銀よりも高額取引である、不動産金融や売買における通貨について検討することにしてよう。

この場合、実際に授受された決済通貨というよりは、価値尺度としての建値通貨を意味すると考えられる。

表4に三木町内の下町における帳簿が作成された天保15(1844)年以降の不動産金融や売買において記載された通貨単位を時期別に整理した(ただし天保2、9、10、13年に1件ずつ記録も含まれている)。

先の寄銀の場合と大きく異なるのは、それぞれの取引記録の金額表示が全て単一の通貨によっ

表3 寄銀納入時の決済通貨(嘉永4年<1851>)

町名	銀札	正金	銭	銭(匁)札	合計
大塚	135.0			15.0	150.0
芝	84.4	65.6			150.0
平山	103.2	32.8	14.0		150.0
東条	3.4	106.6		40.0	150.0
滑原	100.0				100.0
新	69.0	41.0		40.0	150.0
上	1.0	106.6	42.4		150.0
明石	125.0		25.0		150.0
中	50.0		100.0		150.0
下	13.0	114.8	22.2		150.0
小計	684.0	467.4	203.6	95.0	1,450.0

資料)「嘉永四年 亥七月 小寄銀集帳」(『宝蔵文書』第6巻300~302頁)

注)1. 貨幣種類は史料中の表記に従った。

てなされている点である。

表3で150匁の支払いを行うに当たって、2~4種類の通貨が混合使用されていたのとは対照的である。これは「下町屋敷順帳」では、やはり決済通貨ではなく、建値通貨が記録されていたからであろう。

表4において目に付くのは正銀匁の多さである。明治元年の銀目停止後におい

表4 下町の不動産金融・売買における通貨単位

期間	両	円	正銀匁	札銀匁	「匁」	小計
1831-40			2			2
1841-45			2		3	5
1846-50			3		1	4
1851-55			9		5	14
1856-60			6	1	2	9
1861-65			2		4	6
1866-70	1		4	3	9	17
1871-74	4	2	2	2	3	13
小計	5	2	30	6	27	70

資料)「下町屋舗順帳」(『三木市有宝蔵文書 第3巻』759-816頁)

ても、両や円建て通貨に押されながらも根強く使用されていた。件数で銀匁に次ぐ「匁」についてはその詳細は明らかではないが、可能性としては正銀匁、札銀匁、銭匁が考えられる。しかしながら、この「匁」を除けば基本的には銀匁が常態だったことと、銭は全く使用されていないことを考慮すると、恐らく銀匁を意味するのではないだろうか。ほかに、最幕末期から維新时期に向かって、建値通貨の多様化の傾向が看取される。特に1871-74期においては、全種類の通貨の使用事例が検出されている。このことは近代移行期における取引決済の難しさを示唆するものと言えよう。

3. 丹波国山家藩札の「発行」

前節の検討により、三木町において藩札が地域内の決済通貨として一定の位置を占めていたことを窺うことができた。最後に藩札の使用をめぐる三木町中町の商人が摘発された「事件」を取り上げ、藩札の発行・流通の一端を明らかにしたい。

「事件」の概要はこうであった。嘉永元(1848)年に丹波国山家藩(現京都府綾部市)の藩札が、美嚢川を挟み三木町の対岸にある平田村(旗本一柳氏)に引替所を設置して発行された。これに関連して11名の三木町人が明石藩により、同藩がかねてより通達していた「他所銀札停止之義」に抵触した容疑で摘発された。

山家藩は美嚢郡に知行をもたないにもかかわらず、その藩札が郡内で流通するに至った理由は以下の通りである。すなわち、山家藩初代藩主谷衛友の父衛好は天正7(1579)年の三木城攻めで毛利の大軍と戦い討ち死にした。その後、殉死者の墓標が美嚢郡大村(旗本一柳氏)に建てられ、毎年、山家藩藩士2名が代参し、また大村の金剛寺が回向を行った³⁷⁾。この縁が基となり、山家藩から金剛寺へ毎年、資金が贈られていたが、嘉永元年に現金の代わりに藩札が贈与される

ことになった。このことが翌年に「他所銀札」として問題化したのである。

摘発を受けた人物が具体的にどのような形で関与したのかを明らかにするため、各自の供述を簡単にまとめておこう³⁸⁾。なお、いずれも「不届至極」で「銀札欠所」とすべきところ、「用捨を以呵迎申付候」との処分にとどまった。

①居所：滑原町・嶋屋安左衛門（商売：米商売）

大村の金剛寺については先代の住職のころから講中の世話などをしてきた。

丹波国の山家役所から同寺への「御茶料」が中絶したので、私が講中代として役所へ掛け合うことになった。昨年（嘉永元年）の2月27日に立出し、3月中旬に帰宅した（中町・加左屋伝兵衛が同道）。

（同年6月）同寺が山家札25貫目を持ち帰ったが、「他所之札」ゆえに不通用だった。そのため、同寺の依頼に応じて平田村・長右衛門方に引替所を設け、同人が諸事引受人となった。私が講中の掛かりだったので、その世話も頼まれた。日雇いで世話をしたのは、私と中町・魚屋宇兵衛、上町・井筒屋五郎兵衛、井筒屋に同居の九郎左衛門の4名であった（手当は1日3匁）。

引替金については大坂表の近江屋勘兵衛を銀主とし、約100両を用意することになった。銀札は京都で摺り（札の名義は長右衛門俣の徳太郎）、主に一柳領で捌いた。引替えの仕方は銀500目のところへ札銀1貫目を貸し付けた。利息は「同歩二分」であった。銀札の引替は月に3回行い、その際には借主の名前を控えた。営業は四つ時から八つ時か七つ時までとし、一と六の日が休みであった。算用向はすべて徳兵衛が担当した。

②中町・加古屋徳兵衛（木綿商売）

木綿商売をしていたが、困窮していたので大村の金剛寺に日々勤めていた。

昨年（嘉永元年）6月に金剛寺の法統様が丹波国山家藩へ足を運び、近年中絶していた送り金を催促したところ、山家札を25貫目請け取り戻った。その年の冬より平田村の長右衛門方で引替えを計画し、私は引替所へ詰めて勘定などに従事した。もっとも元引受と金銀の取り締まりなどは長右衛門が担当した。

札の名義は平田村の利左衛門にしたが受け取られなかったので、今年の春より新札を25貫目発行し、古札は領主が回収した。

新札は高木村（美囊郡、旗本一柳氏）の道具屋が3貫目、小野町（加東郡、小野藩陣屋所在地）において口々で5、6貫目、石野村（美囊郡、旗本一柳氏）の木綿屋が8貫目をそれぞれ「五分銀」ととって流通させた。したがって、三木町内では決して世話は行っていない。そして、世話人は嶋屋安左衛門・魚屋宇兵衛・井筒屋五郎兵衛・玉屋藤右衛門の4名で、彼らは賃銭で雇われた日雇いである。

③中町・魚屋宇兵衛、④上町・井筒屋五郎兵衛、⑤同人内・九郎左衛門

山家札の引替所が長右衛門方にできると金剛寺より聞き、日々引替の世話をしよう頼まれた。もっとも1日3匁の日雇いとして通っただけである。銀札名前は長右衛門の俵の徳太郎である。

⑥下町・加古屋宗兵衛（木綿売買）

「当月差入之頃」（今月＝3月初めごろ）に銀札を500目借り入れ、大村・平田村の買い先へ支払った。もっとも、この借用の分はすぐに返済したので、現在、残高はない。

⑦滑原町・井上又兵衛（大工道具商売）

職業柄、銀札を少々ずつ取引したが、すぐさま引替所へ差し出しており、「五分銀」を借り入れたことは全くない。

⑧明石町・今一屋吉兵衛（大工道具商売）

銀札は500目ほどを這田村（美囊郡、旗本一柳氏）・柳平から「掛け方」に受け取ったが、すぐに引替所へ差し出した。外に取り扱ったことは一切ない。

⑨上町・池田屋善七（鍛冶職）

跡辺村（美囊郡、旗本一柳氏）の得意先より250目を持参してきたので、仕方なく受け取った。平田村・大村へ米代として支払った。借用したことは一切ない。

⑩新町・作屋忠兵衛（醤油商売）

「掛方」に銀札を少々ずつ平田村・加佐村（美囊郡、旗本一柳氏）・大村あたりから取り集めたが、すぐに引替えに差し出した。それ以外に取り扱ったことは一切ない。

⑪不明・山田屋勘兵衛（不明）

銀札を取り扱ったことも借用したこともない。

上記の供述をより具体的に整理すると次のようになろう。弘化期ごろ、山家藩から大村の金剛寺への送り金が中絶した。嘉永元年2月、以前から金剛寺との関係のあった嶋屋安左衛門が送り金について山家藩と交渉に赴いたところ、6月に金剛寺法統が銀札25貫目を持ち帰ることができた。しかし、「他所之札」では通用しなかったため、翌年春に新札を発行することになった。その際には引替所を平田村に置くだけでなく、銀札の名義を平田村長右衛門の俵徳太郎にした。また、銀札25貫目（約金390両に相当）に対して引替金を100両用意した。銀札の使い道としては「五分銀」という方法があり、例えば銀500目を持参すれば銀札1貫目を得ることができた。

以上の「事件」について注目される点を以下にまとめておこう。

まず地域とは無関係の藩の銀札であっても、兌換発行責任者（札元）次第で流通しえたことである。ここでは平田村の長右衛門の俵徳太郎であった。また、後述するように、札元の名義は徳太郎から別の人物へと分与されている³⁹⁾。

次に、正銀を納入することで、その倍額の銀札を借り入れることができた。発行時には金390

両相当の発行額に対し、引替金を100両しか用意していなかったためと考えられる。

最後に、こうした仕組みを利用したのは三木町町人だったが、銀札の使用は一柳氏領に重点を置いたことである。供述の中で上げられた地名のうち、小野町以外は全て一柳氏領だった。これは引替所が置かれた平田村が一柳氏領であることと関係があるのかも知れない。

なお、それぞれの属性をまとめると表5のようになる。特に注目されるのが御用銀抛出額の欄で、各町内における順位を見ると、いずれも比較的上層の町人であったが、他方で順位を下けている者が多く、困窮の傾向があったことが分かる。このあたりに彼らが銀札に手を出した理由の一端があったと考えられる。

表5 山家銀札関係者の概要

番号	居 所	人 名	職 業	主な役割	嘉永3 御用銀	同7 御用銀
①	滑原町	嶋屋安左衛門	米商売	金剛寺の講中世話人、引替え所勤務	7/16	—
②	中 町	加古屋徳兵衛	木綿商売	金剛寺従者、引替え所で勘定を担当	—	—
③	中 町	魚屋宇兵衛	—	引替え所勤務	11/17	11/15
④	上 町	井筒屋五郎兵衛内	—	引替え所勤務	8/14	9/15
⑤	上 町	同上内・九郎左衛門	—	引替え所勤務	—	—
⑥	下 町	加古屋宗兵衛	木綿売買	銀札を借り入れ、すべて支払いに充当	4/19	15/18
⑦	滑原町	井上屋又兵衛	大工道具商売	銀札で支払を受けたがすぐに引替え	3/16	4/19
⑧	明石町	今一屋吉兵衛	大工道(具)商売	銀札で支払を受けたが、すぐに引替え	3/12	4/11
⑨	上 町	池田屋善七	鍛冶職	銀札で支払を受け、支払に充当	—	—
⑩	新 町	作屋忠兵衛	醤油商売	銀札で支払を受けたが、すぐに引替え	2/6	1/9
⑪	—	山田屋勤兵衛	—	無関係	—	—

資料) 『三木市有宝蔵文書 第6巻』451～457頁。

以上のように、平田村における藩札発行は山家藩の経済的地盤のない地域で行われるという、かなり変則的なものであったことが窺えた。最後に、この藩札そのものについて検討を加えておくことにしよう。藩札が社会の信認を受け、流通するためにはそれ相応の形式を備えておく必要

があると考えられるが、従来、こうした側面については余り着目されることはなかったように思われる。

図2は安永元年に発行された山家藩札である。この時には、比較的高額面（10匁、5匁、1匁、5分）のものは表面下段に「役所」と印刷されており、小額面（2分、1分、5厘）ものには「米切手役所」と印刷されていた。裏面上段には、「山高日昇萬福是膺」（山高くして日昇る、是れ萬福膺す）という、唐の中興をたたえた『大唐中興頌』の一節がある。同じ裏面の中段には、「不患寡而患不均、不患貧而患不安、蓋均無貧、和無寡、安無傾」（国を有ち家を有つ者は）寡なきを患えずして均しからざるを患え、貧しきを患えずして安からざるを患うと。蓋し均しければ貧しきことなく、和すれば寡なきことなく、安ければ傾くこと無し）という、論語における国家運営における公平性と安定性を強調する一節が印刷されている⁴⁰⁾。この後、山家藩は寛政5年、文化元年、同3年、4年、13年、文政3年、明治2年の印をもつ札を発行していった⁴¹⁾。



図2 山家藩札（安永元年）

出所『月刊ボナンザ』第10巻第5号、1974年5月号、12頁（162ミリ×42ミリ）。

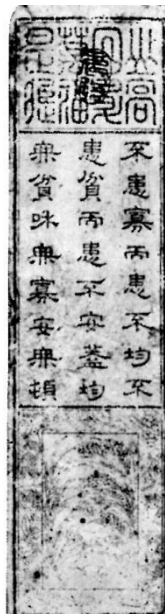


図3 山家藩札（嘉永2年）

出所『ボナンザ』第10巻第5号、1974年5月号、16頁（172ミリ×54ミリ）。

図3は嘉永2年に平田村で発行された山家藩札である⁴²⁾。この時も多様な額面が発行されていた（10匁、5匁、1匁、5分、3分、2分、1分）。事の発端は寺院財政の補填だったが、小口取引からそれ以上の額面までに及ぶ、取引一般に対応可能な形で発行されていた。

安永期と嘉永期の札の券面を比較すると、大きな相違はない。表面中段には、安永元年の年号

や「丹波国山家」の藩名、下段には「役所」といった管轄部局の名がある点で両者は同じである。裏面上段・中段の名分も書体は若干異なるが、内容は全く同じであった。ただし、裏面下段には変更が加えられており、もともとは稲穂の図が描かれていた箇所、「引替所 平田 徳太郎 (印)」と印刷されている。ここから嘉永期の「安永元年札」は新たに版木を作成したうえで発行されたものと判断される。しかも、その際には山家藩自体は、先術の通り、寛政5年以降、数度にわたる発行を経ているにもかかわらず、あえてもっとも古い文様が選ばれているのである⁴³⁾。この裏面下段に関してさらに注目されるのは、この箇所の左端に「石埜小引替」という押印がある事実である。山家藩との関係では「平田村・徳太郎」が発行兌換の責任者とされているが、現地ではこの小引替人がその下位に位置する、山家藩の関知しない責任者だったと推測される。彼は何かの幕府正貨と引き替えにこの札を徳太郎から受け取り、それを貸し付けや支払いに使用したと考えられる。今のところ、こうした想定と先述の「五分銀」との関係や、「石埜」なる人物の素性は不明である。ただし、先の明石藩の供述調書に同人に該当するような人物が見当たらないのは、彼が明石藩領民でなく、恐らく一柳氏領領民だったためだろう。

Ⅲ. おわりに

以下ではこれまで明らかにした内容をまとめておくことにしよう。

三木町の通貨事情を俯瞰的に検討すると次のような特徴が判明した。すなわち、銭相場は近隣の港湾都市高砂を介して大坂相場と連動していたが、幕末には固定化するにいった。藩札は、三木町が館林藩領だった時期においても、近隣の明石藩札が18世紀半ばから町内で流通していた。「他所銀札」を町域から排除することは地域経済の実態からして非現実的だったため、藩としては黙認せざるを得なかった。また、近世後期の西日本で広く見られる銭匁遣いも、18世紀半ばの段階で確認することができた。銭貨の台頭は、秤量銀貨不足に端を発して三木町においても生じていたのである。他方で、大坂と同様に高度な決済手段としての振手形が用いられていた。とはいえ、それは使用事例が散見される程度にとどまり、1850年代においてもいまだ萌芽的な段階にあったと言える。

次に商家の決済貨幣について、江戸など遠隔地とも取引関係をもつ作屋を対象として、主としてその手元現金を通して観察した。その結果、作屋の決済通貨としては、19世紀初頭においては計数金銀が抜きんでていたことが明らかとなった。それを補完する通貨に秤量銀貨と銭貨があったが、これらについては交替が起こっていた。すなわち、いずれもおおよそ1820年代において、秤量銀貨は銀札へ、銭は銭札へというように、いずれも金属貨幣から紙幣へという移行が見られたのである。ただし、後者の動きはさほど明確ではなく、したがって決済通貨としては、計数金銀貨を筆頭に、その他に銀札、銭貨、銭札が並行して流通していたと見られる。このことは嘉永期の公的負担を決済した際の使用貨幣の内訳からも確認できる。

不動産取引の建値通貨に関しては、大きく異なる傾向が看取された。すなわち、最幕末期に至るまで秤量銀貨が圧倒的に建値通貨として使用されており、計数金銀貨さえ建値貨幣として使用されることは殆どなかった。しかし、最幕末期から明治初年にかけて状況は一転し、建値通貨の多様化が急激に進んだ。

最後に三木町人の地域内取引の決済貨幣の一側面を、丹波国山家藩札の使用を巡る摘発事件を素材に明らかにした。この山家藩は、三木町周辺に飛び地さえもたなかったが、縁故のある寺院が所在し、その財政補填のため藩札を発行した。しかし、藩の名義だけでは地域の信認を得ることができず、地域住民を発行兌換責任者に立てることでようやく流通性を確保しえた。この場合、藩側が承認した責任者に加えて、現地ではさらに下位の責任者が設定されていた。小引替人→引替人→藩という、三層にわたって発行責任が分担されていたのである。こうした構造は一方で無責任な紙幣発行を招く危険性をもつが、他方で地域社会からの信頼が得られ、それとともに地域の事情により即した形での発行が実現できたと考えられるのである。

以上、多元性・重層性・地域性が特徴と言われる日本近世の通貨構造について、播磨国三木町を対象に追究した。貨幣相場（銀-銭・金-銀）は大坂相場へ連動しており、遠隔地取引は計数金銀貨によって決済されていた。その意味では統合化の側面があった。しかし、18世紀半ば以降になると、地域的通貨単位（銭匁）が登場したほか、各種の紙幣（他藩札・私札）の領内通用が常態化した。しかも、幕末維新期においては、不動産取引の建値通貨が多様化する傾向が確認された。このように地域においては統合化に逆行しつつあった近代移行期三木町の通貨構造は、いまだ散発的な水準にとどまった振手形（小切手）決済では解消されなかったと考えられる。

※本稿は2007年1月14日に松山大学西宮温山記念会館において開催された貨幣史研究会（座長は松山大学岩橋勝氏）での報告に基づくものである。当日参加された会員諸氏には厚くお礼申し上げます。

引用文献、注

- 1) 加藤慶一郎「近世における地域通貨—後期私札を中心に—」『近世史サマーフォーラム 2002 の記録』（同実行委員会、2002年11月）。
- 2) たとえば岩橋勝氏に「銭遣い圏」の提唱がある（同「徳川後期の『銭遣い』について」『三田学会雑誌』第73巻第3号、1980年などを参照）。
- 3) 鎮目雅人「江戸期日本の決済システム—貨幣、信用、商人、両替商の機能を中心に—」（『国民経済雑誌』第197巻第5号、2008年）。
- 4) 同「播州における銭匁札流通」（『近畿大学商経学叢』第30号、1984年）、「播州における銭匁遣い」（『松山商科大学創立60周年記念論文集』松山商科大学、1984年）。
- 5) この部分については、『三木市史』（三木市役所、1970年）第5章によった。

- 6) 新保博『近世の物価と経済発展—前工業化社会への数量的接近—』(東洋経済新報社、1978年) 24頁。
 7) 三木郷土史の会編『三木市有宝蔵文書 第六巻 町方賦役編・金融編』(三木市、2001年) 67頁。
 8) 史料の原文は以下の通りである。下線部にある通り、銭相場が自由化されたままであれば、消費者に不利な相場が適用される可能性もあるため、三木町の十ヶ町の合意を経て、陣屋から高砂相場に準じた銭相場を公表することとなった。

(天明4年1月：引用者注) 十三日

一、当七日下五ヶ町米商売之者呼寄候節、銭通用勝手定、時ニより候而有之ニ付、銭歩等之違多、難渋之もの有之、殊以御秤屋方ニ而通用不吟味ニ当り候様相聞へ、申訳も無之筋ニ候、依之向後下相場を用ひ申候哉、何レ之銭相場を用ひ候とも、此方へ申達候義、慥成相庭状ニ而も差出し、其上ニ而町触可致候、此由申渡候処、今日下分商人惣代として作屋清左衛門、万や弥兵衛、かちや新蔵、加古屋徳兵衛参申候て、向後当地銭相庭、高砂並ニ通用仕度候間、高砂相庭次第願出候節、其相庭を以御触流ニ預り度由申之候ニ付、左候ハ、上ミ五ヶ町へも此趣申達、いよ 〱 同意ニ相決候ハ、今日ニ而も高砂通用之通、町触いたし申間、今一応上ミへも掛合候様申渡候、以上

銭通用当地九十四文遣い
 高砂九十五文之時ニ御座候

右之趣、上ミへ被申処、高砂通用ニ而可然由申候ニ付、今日より高砂並ニ御触可被下候様、作屋清左衛門参申候、以上

正月十三日

一銭九十五文通用ニ午時過触

「御用留」(三木郷土史の会編『三木市有宝蔵文書 第二巻 藩政編・触書編』三木市、1997年、685-686頁)

- 9) 「米商旧記三」(大阪経済史料集成刊行委員会編『大阪経済史料集成 第三巻』大阪商工会議所、1973年、194頁)。
 10) 岩橋勝「近世の貨幣・信用」(桜井英治・中西聡編『新 体系日本史 12 流通経済史』山川出版社、2002年) 442-443頁。この銭匁に対する諸藩の姿勢は余り明らかでないが、文政3(1820)年の藩札発行に際しての幕府への届けにおいて「正銭を以何匁と相唱候儀、御当地之仕癖之如相成居候得共、元有之間敷、勘定立ニ而おのつから紛敷筋合も出来候間、后後は右勘定立御取上無之事」と問題視している(『兵庫県史 史料編 近世二』兵庫県、1990年、176-177頁)。
 11) 「銀子預り手形写」(『三木市有宝蔵文書 第六巻』507頁)。
 12) 『三木市有宝蔵文書 第六巻』7頁。
 13) 『三木市有宝蔵文書 第六巻』21頁。
 14) 『三木市有宝蔵文書 第六巻』27頁。
 15) 『三木市有宝蔵文書 第六巻』58頁。
 16) 『三木市有宝蔵文書 第六巻』7-21頁。
 17) 三木郷土史の会編『累年覚書集要 明石藩三木郡小川組大庄屋安福家七代の記録』(三木市教育委員会、1996年) 130頁。
 18) 『三木市有宝蔵文書 第二巻』450-451頁。
 19) 荒木豊三郎編『日本古紙幣類鑑 中巻』(思文閣、1972年) 144-155頁。
 20) 「御用留日記」(『三木市有宝蔵文書 第二巻』690頁)。

- 21) 荒木『日本古紙幣類鑑 中巻』145-146頁。
- 22) 石井寛治『経済発展と両替商金融』（有斐閣、2007年）、加藤慶一郎「西撰における近世両替商と手形流通」（『流通科学大学論集 社会・自然編』（第19巻第2号、2007年）、西向宏介「近世後期における地域的市場の展開—19世紀の播磨を対象に」（『日本史研究』559号、2009年）など。
- 23) 『三木市有宝蔵文書 第六巻』297頁。
- 24) 「匁」と金の換算相場は $260.8 \text{ 匁} \div 4 \text{ 両} = 65.2 \text{ 匁} / \text{両}$ となり、大坂金相場 $61.57 \text{ 匁} / \text{両}$ （新保『近世の物価と経済発展』173頁）より明らかに金高であり、銀札建ての可能性がある。
- 25) 長島福太郎編『三木金物問屋史料』（思文閣出版、1978年）600-604頁。
- 26) この部分は桑田優『伝統産業の成立と発展—播州三木金物の事例—』（思文閣出版、2010年）第4章によつた。
- 27) 本表は『三木金物問屋史料』所収の以下の棚卸帳を基に作成した（各表題は同書の目次記載のもの）。「寛政五年棚卸勘定帳」・「自寛政年間棚卸帳扣」（寛政11～文化7）・「自文化十二年棚卸帳扣」（文化12～文政9）・「自文化十三年棚卸帳扣」（文政13～天保8）・「嘉永七年棚卸帳扣」。それぞれの記載内容は必ずしも同じではなく、全てに現金有高の記載がある訳ではない。
- 28) 同家と大坂の金相場を対照すると以下ようになる。比較可能な年度が限られ、作屋金相場が銀安気味だが、大きな差が両相場にあったとは言えない。

付表 作屋清右衛門家棚卸帳金相場

年	作屋相場	大坂相場	年	作屋相場	大坂相場
寛政5	60.00	60.66	文政3	59.50	58.64
(一)享和2	63.30	62.90	文政5	63.00	62.47
文化1	64.00	63.95	文政6	65.50	64.15
文化2	64.30	64.83	文政8	64.60	64.32
文化4	65.60	65.85	文政9	64.50	64.37
文化5	66.50	66.21	文政13	64.50	64.58
文化7	63.60	63.59	天保3	64.00	62.54
文化12	65.30	65.25	天保8	61.00	60.34
文化13	65.20	65.44	嘉永7	70.00	67.12
文政1	63.00	62.65	安政5	74.00	72.49
文政2	57.00	60.00			

資料) 『三木金物問屋史料』・新保博『近世の文化と経済発展』

- 29) 寛政5年の棚卸勘定帳の該当箇所を掲げておこう。

金銀銭覚

一錢八百三拾目

一銀百六拾五匁小玉

一札百八拾匁

一金拾五兩壹分

六〇

代九百拾五匁

四口

メ貳貫九拾匁

- 30) 岩橋勝「播州における銭匁札流通」(『近畿大学商経学叢』(第30号、1984年)67-73頁による。
- 31) ただし、文政5・6(1822・23)年においては、「銭札三拾七貫文」・「銭札拾六貫文」と記載されており、これらをそれぞれ100文/匁・97文/匁の相場で換算した後に集計がなされている。
- 32) 荒木『日本紙幣類鑑 中巻』154頁、日本銀行調査局編『図録日本の貨幣 6』(東洋経済新報社、1975年)89頁。
- 33) 林田藩(文政2年)、幕領富田村(同前)、旗本池田氏(文政5年)、三日月藩(同前)、安志藩(同前)などが「銭匁札」を発行している。
- 34) 『三木金物問屋史料』409頁。
- 35) この点は「讃岐扣」(安政6年)、「四国中国注文扣」(慶応4年)が作成されていることから窺うことができる(『三木金物問屋史料』196-214頁)。
- 36) 新保『近世の物価と経済発展』173頁。
- 37) 『山家村誌 全』(京都府何鹿郡山家村役場、1925年)30-32頁、綾部市史編さん委員会編『綾部市史 上巻』(綾部市役所、1976年)278頁。
- 38) 『三木市有宝蔵文書 第六巻』452-456頁。
- 39) 安国良一「近世貨幣史のなかの兵庫」(『お金 貨幣の歴史と兵庫の紙幣』たつの市立龍野歴史文化資料館、2005年)では、安志藩銭札の事例が、古賀康士「幕末維新期の備中における紙幣発行について—玉島請札と大内再興札について—」(『倉敷の歴史』第21号、2011年)では、備中足守藩札などの事例が明らかにされている。讃州丸亀藩でも、明治3年、藩物産方に正金100円を上納すれば藩札200円を貸し渡すという「質貸荷物為替」が導入されている(木原溥幸『近世讃岐の藩財政と国産統制』溪水社、2009年233頁)。
- 40) 金谷治訳注『論語』(岩波書店、1963年)225頁。
- 41) 荒木『日本古紙幣類鑑 中巻』66頁。
- 42) 国立史料館編『史料館叢書 別巻II 江戸時代の紙幣』(東京大学出版会、1993年)100頁には銀1匁札が掲載されており、こちらにも「石埜小引替」の押印がある。
- 43) 『月刊ボナンザ』第10巻第5号、1974年5月、12、14頁に掲載された写真版による。